



The Hitoyoshi Rotary

人吉ロータリークラブ

通算 2912回 第 15例会
2016年 10月14日
毎週金曜日

人類に奉仕するロータリー

Rotary Serving Humanity

2016-2017年度 R I 会長
ジョン F. ジャーム

人吉市九日町30・清流山水花 あゆの里 ☎②2171

例会場 事務局

清流山水花 あゆの里内 ☎②6665 ☎②6505

[URL] <http://hrc.mond.jp/>[E-mail] hitoyoshi-rc@mocha.ocn.ne.jp

2016-2017年度 人吉ロータリークラブテーマ

復古創新 - 60周年を祝い、地域に奉仕しよう

本日の進行 (目次)

- P1~2 会長の時間
- P2 幹事報告、出席率報告、会務報告
- P3~6 外部卓話 人吉税務署長 山崎信治様
「財産の評価について」
- P6 ココ・R財・米山・人吉奨学寄付カード
11月例会予定表

点 鐘 本田 節 会長
歌 唱 ヲガリダー 水野 S A A 副委員長



国 歌 「君が代」
四つのテスト唱和
R S 「奉仕の理想」

司会・進行 石蔵尚之平 委員長

来訪者紹介 本田 節 会長

人吉税務署 署長 山崎信治 様
" 法人課税部門統括国税調査官 鮫島正輝 様

会長の時間

会長 本田 節

本日は、先日10月8日にご逝去された、当クラブの過去会長である故岩本泰典様のご逝去に際し会員皆様に黙祷をお願いいたしたいと思っております。

黙 祷

ありがとうございました。

故岩本泰典様は1979年7月に入会され、1993年から94年第37代会長でロータリー歴

37年でございました。私より長い親交があった会員の皆様には、改めてお話しする事でもないかもしれませんが、とても温厚でユーモアある人間味あふれたお方でありました。その事はお通夜、葬儀において会場あふれんばかりの大勢のご会葬者があったことでも理解できます。

今年に入って泰典さん、失礼ながら親しみを込めてよばせていただきます。より、「節ちゃんが60代会長になるんだから、どうあっても60周年記念式典までは元気で応援するからな」と言われ、未熟で不安な私を励ましていただき、来年の記念式典を待たずしてお亡くなりになりましたことは、誠に残念でたまりません。これまで教えをいただいた奉仕の精神や交友を深めることの大切さを胸に刻み今後とも頑張っていきたいと思っております。

皆さんもご存じのように四国霊場八十八ヶ所を4回も巡られ修行をされたことや、芸名“若葉銀二郎”と名があるほど歌が上手で、葬儀の最後は故岩本泰典様が歌っていらっしゃる歌声と共に参列者が一緒に「みかんの花咲く丘」を歌って葬儀の締めくくりとなりました。泰典様らしいお見送りではなかったでしょうか。

葬儀の折に、日刊人吉新聞への分厚い投稿集が準備してあり、これも甥である石蔵会員の伯父を偲ぶお心の表れではなかったでしょうか。投稿集の1枚目が昭和49年1月から平成27年12月までの投稿が綴じられており私も改めて読み直させていただきました。私の知らない故岩本泰典さんの生き方や価値観、そして人吉JC青年会議所理事長として、手腕をもって若き青年事業家としての才能を発揮されていたことを改めて知る事が出来ました。

その理事長として“人間として豊かな心を作ろう”のスローガンを掲げられておられました。「明るい豊かな社会」実現の為には、「個人と集団」「私的利益と公共の利益」「自由と私的権利の制限」などについて新しい思想を作りださねばならないと言われており、又この事

が明日を人間として生き抜く事の希望と勇気づけになる事を確信し、現在のこの困難な時こそ真剣に生き甲斐を見出す事ができ心身共に「明るい豊かな社会」造りが必要」であると言われておりました。現代の駆け足人生から、自然の美しさ有り難さを知り、人間性を取り戻して、全ての人々が残りの人生を倍に使う努力をしようではありませんか。とも書かれておりました。

最後の投稿が平成27年の12月3日の“読書のひろば”ではテーマを「7と8の倍数」とされ内容は東洋医学の教科書に女性は7、男性は8の倍数の年齢時に体調の変わり目がやってくると書かれており、最後の結びにせめて傘寿の壁を乗り越えたいと書かれておりました。8の10倍80歳の生涯を閉じられたのであります。

まさに胃ガン発病から17年、80歳までの人生をそのような価値観の中で精一杯生き抜かれた素晴らしい人生ではなかったのではないのでしょうか。来世は小説家なのか歌手なのか芸能界入りなのか、まさに心豊かな人生であったと思います。私もロータリーに入会し各方面からご指導をいただき、未熟な私を励ましていただいた事を心より感謝を申し上げご冥福をお祈り申し上げます。

そして最後になりましたが、本日は大変お忙しい中に外部卓話としてご来訪いただきました、人吉税務署 署長の山崎信治様に卓話をお願いをいたしましたところ、快くお受けいただきありがとうございます。今月は米山月間と“経済と地域社会の発展月間”でもございますので、大変為になるお話が聞けると楽しみにしております。今後とも地域発展の為にご指導いただきますよう宜しくお願いいたします。

幹事報告

(代理)
直前幹事 水野虎彦

【連絡事項】

- ・先日後援をしておりました人吉ねぶか太鼓よりお礼状が届きました。
- ・先週卓話をして頂きました李玉蘭さんとカウンセラーの丹後会員よりお礼状が届きました。とくに観光案内をして頂いた有馬会員鳥井会員に宜しくとのことでした。
- ・国際ロータリー元理事、R I 第2720地区パストガバナー杉谷卓紀様が逝去され、密葬は本日、本葬義は25日13時より菊水斎場で執り行われます。

【回覧物】

指宿RC週報、八代RC週報

【例会変更】

後方掲示板にてご確認下さい

出席率報告

副委員長 川越公弘

会 員 数	63名	本日の出席率	
出 席 免 除	4名	72.88%	
欠 席 者 数	16名	9 / 30 出席率	58.33%
出 席 者 数	49名	補 填 数	12名
免除会員出席者数	0名	修 正 出 席 率	78.33%

*届け出欠席

岩下・尾上・新堀・安達・渡辺・北・友永・中川・堤正中村・内藤・葉山・宮原・田上・外山・大賀

*出席免除会員

増田, 愛甲, 釜田, 齊藤

*メイクアップ; I M 9/24

原田・岩井・北・小林祐・村山永尾・中川・大野・岡・武末・外山・漆野

会務報告

【社会奉仕委員会】

副委員長 延岡研一



いよいよ明後日16日、人吉RCチャレンジカップ陸上競技大会開催となります。去年と同じように天気が心配なところです。人吉RCより参加協力会員23名、選手43名、ボランティア91名、陸上協会から約10名、他合わせて約180名で行ないます。集合時間は8時20分ですがテント設営等出来る方は8時までにご利用します。スタッフ割り振り、競技招集係などは当日発表させていただきます。以上どうぞ宜しくお願い致します。

【ローターアクト委員会】

委員長 平田フク



皆様のお手元に人吉RACからのご協力アンケート用紙をお配りしております。

要約しますと、アクトは月2回の例会を実施する中、社会奉仕に関する活動は実行できていない状況であります。自クラブは他クラブと比べ恵まれた環境であることを再確認し、クラブ活動資金を自クラブで調達する努力を行わなければならないと痛感しています。今回新たな試みとして11月12～13日ふるさと歴史の広場で開催される「ひとよし産業祭」にてフリーマーケットを出店し、その売上を①アクトの国際奉仕活動サポート②熊本地震復興支援募金③ポリオ撲滅活動の支援(募金)に役立てたい。こうして出店することで、地域のイベントを盛り上げる社会奉仕活動につながるのではないかと考えています。

という内容です。2枚目に人吉RC会員へ

品物の提供お願いのアンケートがあります。

ご都合よろしければ用紙記入の上、人吉RC事務局へご提出下さい。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

【プログラム委員会】

外部卓話



人吉税務署長
山崎 信治 様

人吉税務署長の山崎でございます。本日は、人吉ロータリークラブの例会にお招きいただきまして誠にありがとうございます。また、貴重なお時間をいただきお話しをさせていただくこと大変感謝申し上げます。

まずは、簡単に自己紹介をさせていただきます。

出身は、鹿児島県枕崎市でございます。本年7月の異動で人吉税務署に参りました。人吉税務署の勤務は今回で3回目になります。昭和54年に税務大学校を卒業し、最初に配属されたのが人吉税務署で3年間勤務しました。その後、平成5年から4年間勤務し、それ以来の勤務となります。前任は国税庁東京派遣主任監察官を2年間勤めました。

さて、本日の卓話でございますが、平成25年に相続税や贈与税の課税の基準となる路線価図等の作成に携わっておいりましたので、財産の評価についてお話させていただきます。

相続税については、皆様もご存じのとおり、税制改正により基礎控除が縮小され、課税ベースが拡大されております。具体的には、基礎控除が、改正前は「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」だったものが、改正後は「3,000万円+600万円×法定相続人数」となりました。例えば法定相続人が3人の場合、改正前は8,000万円だった基礎控除額が、改正後は4800万円になったということです。

ところで、相続税におきまして、残された遺産総額が基礎控除額を上回るか計算する必要があります。すなわち、財産の種類ごとに評価をしなければなりません。

これからは、財産の種類ごとにどのように評価するのかについて説明させていただきます。

1 預貯金

預貯金の価額は、課税時期（相続開始の日）における預入高と同時期現在において解約するとした場合に既経過利子の額として支払を受けることができる金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額との合計額によって評価します。

2 株式

(1) 上場株式

上場株式とは、金融商品取引所（東京、大阪、名古屋、札幌、福岡の全国5か所）に上場されている株式をいいます。

上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価しますが、その最終価格が課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（最終価格の月平均額）のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価します。

上場株式の評価	課税時期の最終価格	いずれか最も低い価額
	課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額	
	課税時期の属する月の前月の毎日の最終価格の月平均額	
	課税時期の属する月の前々月の毎日の最終価格の月平均額	

(2) 取引相場のない株式

取引相場のない株式は、文字どおり、通常の取引相場（市場価格）がありませんから、財産評価の目的に資するために国税庁が定めている「財産評価基本通達」で評価額を算出することになっています。

(取引相場のない株式の評価体系)

一般の評価会社の株式	会社の規模区分	大会社	
		原則的評価方式	類似業種比準価額方式
		特例的評価方式	配当還元評価方式
	中会社	原則的評価方式	類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用方式
特例的評価方式		配当還元評価方式	
	小会社	原則的評価方式	純資産価額方式
特例的評価方式		配当還元評価方式	

イ 原則的評価方法による評価

その取引相場のない株式の所有者の保有議決権数、同族関係者の保有議決権数及びその者の会社における地位等から総合的に考慮して、その者が当該取引相場のない株式を所有する目的が、会社の支配や経営権の行使にあると認められる場合に適用される評価方法です。

なお、取引相場のない株式と一口にいても、その発行会社の規模は、大は上場会社と同規模又はそれを上回るものから、小は個人組織の企業と何ら変わらないものまで千差万別です。この原則的評価方法については、更に、

その会社の規模区分を「大会社」、「中会社」及び「小会社」の三区分に分類しています。

(イ) 大会社区分（類似業種比準価額方式）

上場会社と同規模又はそれを上回るような規模の大会社の株式は、原則として、仮に当該取引相場のない会社の株式が上場されていたとしたならばいくらの価額により評価されるかという考え方を基にして計算する方法により評価します。

(ロ) 中会社区分（併用方式）

大会社と小会社との中間的な位置付けにある中会社の株式は、原則として、大会社の評価方式（類似業種比準価額方式）と小会社の評価方式（純資産価額方式）との併用方式によって評価します。

(ハ) 小会社区分（純資産価額方式）

個人組織の企業と規模的に大差のない小会社の株式は、原則として、当該会社の有する各資産の評価額から各負債の評価額を控除した純資産価額を基にして計算する方式（純資産価額方式）により評価します。

ロ 特例的評価方式（配当還元評価方式）による評価

従業員や取引先等の事業関係者又は同族株主であっても事業関与度の低い一定の株主等の少数零細株主の保有する株式は、会社に対する支配権や経営権の確保を目的として取引相場のない株式を保有していると認められない場合（実質的に単に配当金を期待して株式を保有している場合）は、株式に対する支払配当金を基にして計算する特例的な評価方式（配当還元評価方式）により評価します。

3 土地

相続税や贈与税において土地等の価額は時価により評価することとされています。しかし、納税者の皆様が相続税等の申告に当たり、土地等についてご自分で時価を把握することは必ずしも容易ではありません。

そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、国税局では毎年、全国の民有地について、土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率を定めて公開しています。

(1) 評価方法

土地を評価する場合、「路線価」が定められている地域にある土地については路線価方式により評価し、その他の地域にある土地については倍率方式により評価します。

イ 路線価方式による評価

路線価方式では、評価する土地が接する路線の路線価に、必要な各地補正率（土地の形状等（間口距離、奥行距離、不整形の度合い、角地など）に基づき、価額を補正する率）及び地積

を乗じて評価額を算出します。

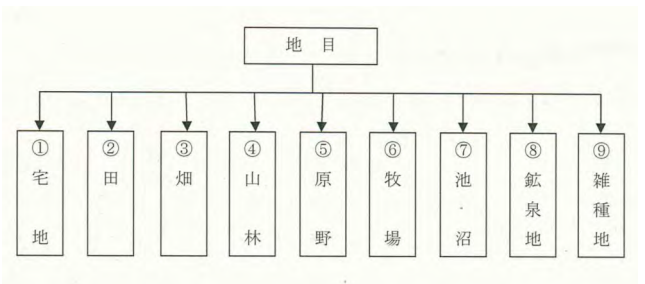
路線価は、土地の価額がおおむね同一と認められる一連の土地が面している路線ごとに評価した1平方メートル当たりの価額です。

ロ 倍率方式による評価

倍率方式では、固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに定めた評価倍率を乗じて評価額を算出します。

(2) 土地の評価上の区分

土地の価額は、原則として地目の別に評価します。地目は次のとおり9区分に分類されています。なお、地目の判定は、課税時期の現況によって判定します。



それでは、具体的な評価方法について、別紙の「路線価方式による（具体例）」を基に説明させていただきます。

路線価方式による評価（具体例）

○路線価図における各地区区分別の路線価図の表示方法

地区及び地区と借地権割合の適用範囲を示す記号です。

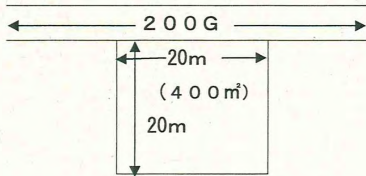
地区	表示方法
ビル街地区	200B (diamond shape)
高度商業地区	200B (oval shape)
繁華街地区	200B (hexagon shape)
高度商業・併用住宅地区	200C (circle shape)
普通住宅地区	200G (horizontal line with arrows)
中小工場地区	200G (diamond shape)
大工場地区	200G (rectangle shape)

○借地権の割合

各路線価の右隣に表示しているA~Gの記号は借地権の割合を示しています。

記号	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

(事例1) 一路線に面する宅地

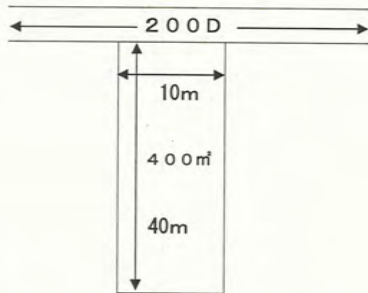


- ・ 路線価 200千円
- ・ 間口 20m
- ・ 奥行 20m
- ・ 地積 400㎡

(計算方法)

(路線価)	(奥行価格補正率)	(間口狭小補正率)	(1㎡当たりの価額)			
① 200,000円	×	1.00	×	1.00	=	200,000円
(1㎡当たりの価額)	(地積)	(評価額)				
② 200,000円	×	400㎡	=	80,000,000円		

(事例2) 一路線に面する宅地

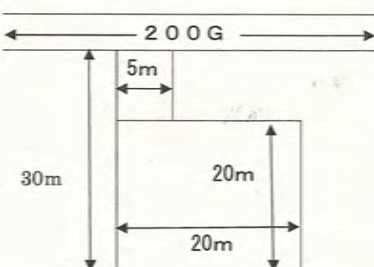


- ・ 路線価 200千円
- ・ 間口 10m
- ・ 奥行 40m
- ・ 地積 400㎡

(計算方法)

(路線価)	(奥行価格補正率)	(間口狭小補正率)	(1㎡当たりの価額)			
① 200,000円	×	0.92	×	1.00	=	184,000円
(1㎡当たりの価額)	(奥行長大補正率)	(1㎡当たりの評価額)				
② 184,000円	×	0.94	=	172,960円		
(1㎡当たりの価額)	(地積)	(評価額)				
③ 172,960円	×	400㎡	=	69,184,000円		

(事例3) 一路線に面する宅地で形状が不整形の宅地



- ① 路線価 200千円
- ② 間口 5m
- ③ 奥行 30m
- ④ 地積 450㎡

(計算方法)

(正面路線価)	(奥行価格補正率)	(想定整形地の地積)	(想定整形地の評価額)			
① 200,000円	×	0.98	×	(450㎡+150㎡)	=	117,600,000円
② 200,000円	×	1.00	×	150㎡	=	30,000,000円
③ 117,600,000円	-	30,000,000円	=	87,600,000円		

○ 不整形地補正率

$$④ (600㎡ - 450㎡) \div 600㎡ = 25.0\%$$

不整形地補正率 0.92

〔地区区分・・・A(普通住宅地区)
かけ地割合・・・25.0%〕

A 不整形地補正率と間口狭小補正率を適用して評価する方法

$$⑤ 0.92 \times 0.94 = 0.864$$

B 間口狭小補正率と奥行長大補正率を適用して評価する方法

$$⑥ 0.94 \times 0.90 = 0.846$$

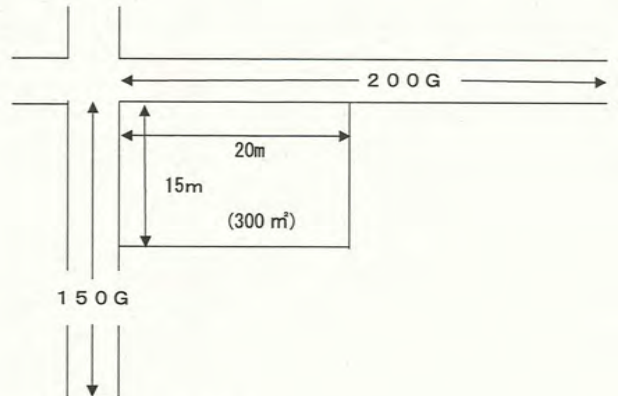
C 判定

A > B B(0.846)を採用

(評価額)

$$87,600,000円 \times 0.846 = 74,109,600円$$

(事例4) 二路線に面する宅地



- ① 正面路線価 200千円
- ② 側方路線価 150千円
- ③ 間口 20m
- ④ 奥行 15m
- ⑤ 地積 300㎡

(計算方法)

(正面路線価)	(奥行価格補正率)	(A)						
① 200,000円	×	1.00	=	200,000円				
(A)	(側方路線価)	(奥行価格補正率)	(側方路線影響加算率)	(1㎡当たりの価額)				
② 200,000円	+	(150,000円)	×	1.00	×	0.03	=	204,500円
(1㎡当たりの価額)	(地積)	(評価額)						
③ 204,500	×	300㎡	=	61,350,000円				

□ 倍率方式による評価

倍率方式では、固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに定めた評価倍率を乗じて評価額を算出します。

別添

- ・平成28年分税務署別最高路線価（熊本国税局）
- ・平成28年分評価倍率表（人吉市）

（3） 路線価図等の閲覧

土地等の評価について説明させていただきましたが、路線価図及び倍率表につきましては、平成22年分から平成28年分までを、国税庁のホームページで閲覧することができます。

最後になりますが、税に関してご相談等がございましたら、遠慮なく税務署までお尋ねいただきたいと思います。本日は、貴重な時間をいただき大変ありがとうございました。皆様の事業のご繁栄を祈念しまして、私の話を終了させていただきます。



【寄付カード】

ニコニコ箱委員長 竹長一幸

〈ニコニコ箱委員会〉

- ・延岡会員 山崎署長、鮫島統括、本日はお忙しい中のご来訪ありがとうございました。また、山崎署長には貴重な卓話をありがとうございました。土地の評価、分かったような分からないようなで、分かったような気がします。
- ・石蔵会員 山崎署長、ご来訪ありがとうございました。
- ・和田会員 おくんち祭りに球磨工業高校同窓会 陵和会で神輿を出しました。沿道での声援ありがとうございました。

〈R財団委員会〉

- ・石蔵会員 岩本泰典伯父の通夜並びに葬儀におきまして大変御世話になりました。ロータリー活動とゴルフ愛好会を通じて伯父との絆を深められました。心より感謝申し上げます。
- ・高山会員 岩本泰典さんの通夜の席で人吉新聞に寄稿された全集頂き川柳の奇談なども面白くておもわず笑い泣きをしました。泰ちゃんごめんなさい。御世話にもなりました。しかしさみしいです。泰ちゃんに感謝合掌。

〈米山記念奨学委員会〉

- ・本田会長 山崎署長大変為になる卓話ありが

とうございました。今後ともよろしく願い致します。

点 鐘 本 田 節 会 長

11月の例会予定

例会取止め、時間場所や時間の変更など、お間違えの無いように、確認を宜しくお願いします。

11月 4日(金) 例会取止め

11月11日(金) 通常例会

11月18日(金) 職場訪問例会

場所;人吉警察署にて

時間;12時30分～

11月25日(金) 早朝例会

場所;人吉城跡 ふるさと歴史の広場周辺

時間;清掃作業 午前6時30分～

例 会 午前7時～